

年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍年金係
☎76-2151 内線 222、223

国民年金保険料免除等の申請について

▼保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、町の国民年金窓口で手続きをしてください。

▼令和2年度分(令和2年7月分から令和3年6月分まで)の免除申請等の受付は令和2年7月1日から開始されます。

また、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

▼失業等により申請を忘れていた期間がある方はご相談ください。

【問い合わせ先】

- ・津別町役場 戸籍年金係
☎76-2151(内線222、223)
- ・北見年金事務所
☎0157-25-9635

ひとり親世帯臨時特別給付金に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の経済対策として、国よりひとり親世帯に対して臨時特別給付金を支給いたします。

○基本給付対象者

- (1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円)
- ①児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方
- ②公的年金等の受給により児童扶養手当の支給が全額停止されている方
- ③所得制限により児童扶養手当の支給が全額停止されているが、家計が急変し、児童扶養手当の支給水準となっている方

※児童扶養手当の認定を受けていないひとり親の方も、対象になる場合がありますので、ご相談ください。

○追加給付対象者

- (1世帯5万円)
- 基本給付対象の①又は②に該当する方のうち、家計が急変し、収入が減少した方

申請について

基本給付対象の①以外の方は申請が必要です。

※詳しくは津別町のホームページをご覧ください。

問い合わせ先

保健福祉課福祉係 ☎76-2151(内線234)

よろず相談のお知らせ

日常生活で、何か悩みごとはありませんか？町より委嘱されている「よろず相談委員」が、行政、民事、その他の心配ごとについて、広く相談に応じます。

今月のよろず相談 ☎76-2151(内線216)
日時 8月21日(金) 午後1時～3時
場所 林業研修会館 1階 図書室
相談委員 鷹薙とし子、中山静男

※よろず相談は隔月開催(偶数月)です。
※相談委員の自宅での相談は対応できません。

心配ごと相談のお知らせ

心配ごと相談は、社会福祉協議会で随時受付し、相談員との日程を調整します。気軽にお問い合わせください。

津別町社会福祉協議会 ☎76-1161

夏の暴力追放運動

《ねらい》暴力団の根絶によって社会と経済活動の健全な発展と青少年の健全な育成を図り、暴力のない明るく安全で安心な北海道を実現する。

《実施期間》令和2年7月21日(火)から8月20日(木)

《運動の重点目標》

- ・暴力団の違法な資金獲得活動の実態周知と被害防止
- ・少年に対する暴力団の影響排除と環境の浄化

問い合わせ先 (公財)北海道暴力追放センター北見支局
☎0157-61-5982

◆8月は「町道民税」「介護保険料」第2期、「国民健康保険税」「後期高齢者医療保険料」第3期の納付月です

※納付期限は8月31日(月)です。
※口座振替をご利用の方は、引落口座の残高のご確認をお願いいたします。

問い合わせ先 住民企画課税務収納係
☎76-2151(内線220、221、218)

津別町青年活動プロジェクト『and』活動報告 No.20

年間通じて町内の青年たちが集い、話し合い、交流し、様々な活動を展開しています

今年度の活動スタート！ 第1回定例会を開催しました

■新型コロナウイルスの影響により活動を自粛していたandですが、久しぶりに定例会を開催し、みんなと再会することができました！ 3密回避のため、例年どおりのイベント開催は難しい状況ですが、楽しみながら今できることをみんなで考えていきたいと思います。

■新年度に入り新しいメンバーも加入しました！ メンバーは随時募集中ですので、気軽に下記までお問合せください！ 見学もOKです！

■Instagramはじめました！ これからandの活動を随時投稿していきますので、気になる方は見てくださいね♪ ⇨⇨⇨⇨

問い合わせ先 生涯学習課社会教育係 ☎76-2713(中央公民館)



今は、きよりをとって

ソーシャルディスタンス！



津別町 人づくり・まちづくり活動支援事業募集のお知らせ

令和2年度
第2回

町では、「津別町人づくり・まちづくり活動支援事業」として、産業、福祉、芸術文化、スポーツ、コミュニティ活動など様々な分野で地域の活性化を図ることを目的に、まちづくりのリーダーの育成及び町民の自主的なまちづくり活動を支援しています。

■募集期間 令和2年8月3日(月)～令和2年8月28日(金)

■応募書類 町ホームページからダウンロード、または役場住民企画課企画係に申し出てください。

■対象事業及び補助額

□人づくり活動支援事業…町民が国内外で研修する事業

○補助額…補助対象経費の1/2以内(限度額:国内8万円、国外20万円)

□まちづくり活動支援事業…町内の団体が既存の活動の拡充となる自主的なまちづくり活動を行う事業(過去に申請した団体でも別事業での申請が可能です)

○補助額…補助対象経費の総額以内(限度額:100万円、下限額:5万円)

※補助対象外経費でも審査委員会で認められたものについては対象経費となります。

■事業の承認

役場住民企画課の審査を経て、町民で構成された審査委員による審査会を行い、事業の採択を決定します(採択の可否は後日文書にて通知します)。

参 考(令和2年度第1回に採択された事業)

《まちづくり事業》映像で食・ひと・ことプロデュース発信事業、障がい児の青年期の自分らしいくらし方を考察し障がい者支援を充実する事業

申請及び問い合わせ先 住民企画課 企画係 ☎76-2151(内線227)